平成２１年（フ）第１７９７号
堺市中区八田北町498番地１　桃田マンション401号、旧住所堺市中区深井中町672番地１サザンクロス深井中町302号
債務者　木山　貴子
１　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３０号
堺市南区新檜尾台２丁２番２―511号
債務者　菊地　　智
１　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３３号
堺市北区南長尾町４丁１番３―93号
債務者　田中　町子
１　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４０号
堺市北区北花田町４丁117番地１　ドミールＡＭ202号
債務者　加藤　雅己
１　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
堺市西区神野町１丁11番17号
債務者　田上　祐二
１　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７９号
堺市北区金岡町1977番地63
債務者　姫井　千沙
１　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８２号
大阪府松原市天美西１丁目10番19号、旧住所大阪府松原市天美南５丁目16番18号
債務者　森若　智恵
１　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０１号
堺市中区土師町３丁11番20　メゾンクレール102号、前住所堺市北区北花田町２丁189番地パークテラス北花田604号
債務者　上野　和昭
１　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０２号
堺市中区土師町３丁11番20　メゾンクレール102号、前住所堺市北区北花田町２丁189番地パークテラス北花田604号
債務者　ア・ビアントこと　上野　慶子
１　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２２３号
北海道岩見沢市５条西15丁目２番地３、住民票上の住所北海道岩見沢市５条西３丁目２番地11
債務者　東海林　人
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第２２４号
北海道岩見沢市５条西15丁目２番地３、住民票上の住所北海道岩見沢市５条西３丁目２番地11
債務者　東海林奈保美
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第２５０号
北海道岩見沢市栗沢町最上298番地51
債務者　角田　智弘
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第２５１号
北海道岩見沢市栗沢町最上298番地51
債務者　角田　美香（旧姓林）
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第６号
北海道夕張郡長沼町旭町南１丁目７番３号
債務者　中村　正實
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１３号
北海道岩見沢市東町１条８丁目939番地４市営住宅12―２号棟306号室
債務者　四ツ柳　功
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第３３１号
茨城県稲敷郡阿見町大字阿見4666番地503　ＵＧビル202号、住民票上の住所茨城県稲敷郡阿見町大字阿見4666番地503　ＩＫＹ202号
債務者　小越ヨシコ
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第３７９９号
名古屋市熱田区三本松町23番10―907号　神宮東パークハイツ
債務者　宮原　徳明
１　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部